

学 則

学校法人 滋慶学園
東京ウェディング・ホテル専門学校

東京ウェディング・ホテル専門学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、おもてなしの心と、ウェディング分野にかかわる知識と技術を備え、ウェディングのプロセスにおいて、お客様の夢を具現化することを通じ、顧客満足を最大化できる「ウェディングの真のプロ」を養成することを教育の目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、東京ウェディング・ホテル専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を東京都江戸川区西葛西三丁目1番15号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員は、次のとおりとする。

昼夜の別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	1学年の学級数	備考
昼間部	商業実務	ウェディングプランナー科	3	40	120	1	単位制
		ウェディング科	2	80	160	2	単位制
	専門課程	国際ウェディングホテル科	1	40	40	1	単位制

(学年、学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業 7月第4週から8月第5週まで

(4) 冬季休業 12月第4週から1月第1週まで

(5) 春季休業 3月第3週から3月第5週まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合、講義、演習については15時間をもって1単位、実習及び実技については30時間をもって1単位とする。

第10条 単位制による学科について、1年間に履修科目登録することができる単位数の上限は第8条における別表のとおりとする。

(修了の認定、学習の評価)

第11条 学校長は定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価は「A」「B」「C」「D」「E」「F」で行い、「D」以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。

2 定期試験の方法は筆記試験、口頭試験、実技試験、論文あるいはレポートで行う。

3 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。

4 出席時間数が規定の授業時間数の10分の7に満たない者については単位の認定をしない。(定期試験の受験資格を喪失する。)

5 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Average)に相当するもの。以下「GPA」という)を用いる。GPA制度による評価については別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第12条 他の専修学校、大学等において既に履修した科目について、本校各課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

(転入学)

第13条 次の各号に該当する者で本学の学科に再入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に再入学又は転入学を許可することがある。

(1) 本学の他の学科を卒業した者。

(2) 本学を退学した者。

(3) 大学、短期大学又は専修学校を1年以上履修した者。

2 第1項の規定により再入学又は転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については学校長が決定する。

(始業、終業時数)

第14条 本校の始業および終業の時刻は、次のとおりとする。

	課程名	学科名	始業時刻	終業時刻
昼間部	商業実務専門課程	ウェディングプランナー科	9:10	18:00
昼間部	商業実務専門課程	ウェディング科	9:10	18:00
昼間部	商業実務専門課程	国際ウェディングホテル科	9:10	18:00

(教職員組織)

第15条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1人
 - (2) 教員 9人以上(専任8名以上)
 - (3) 事務職員 1人以上
 - (4) 学校医 1人
- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 3 副校長を置くことがある。この場合、副校長は学校長を補佐し、学校長が校務に就けない場合、これを代行する。

第4章 入学、休学、退学、卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者。
 - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
 - (3) 文部科学大臣が高等学校に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - (4) 文部科学大臣の指定した者。
 - (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部科学省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者。
 - (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者。
 - (8) その他、個別の入学資格審査により、本校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると審査基準に基づき認められた者で、18歳に達した者。
- 2 本校の入学選考は、一般選考と高校推薦選考、自己推薦選考の3種類とする。それぞれの内容については別に定める。

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続き・許可)

第18条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第28条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学許可をされた者は、入学許可の日から10日以内に第28条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

(転学科・編入)

第19条 学期の途中における転学科は、これを認めない。ただし、年度終了後については欠員がある場合に限り許可することがある。

- 2 前項の規定により転学科を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については学校長が決定する。
- 3 他の大学・短期大学・専修学校等からの編入を希望する者は、所定の手続きに従い、学校長に願い出て許可を受けた場合編入を認めることがある。

(転出)

第20条 本校を卒業せず、他の専修学校等に編入学する場合は退学とせず、転出とする。

(休学・復学)

第21条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、90日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

第23条 教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき教科目について、履修認定の要件として、該当教科目の7割以上をそれぞれ出席しており、また試験に合格している者に対して該当教科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

- 2 学校長は前項の認定を行うために、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業進級判定会議を開催し、審査の上判定する。この場合、所定の教科目及び所定の単位数または授業時間数を履修し、その成果が修了認定すべきものと認められる場合、卒業または進級認定をしなければならない。

(卒業)

第24条 本校所定の課程を修了した者に、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第25条 前条の規定するところより、次の学科を修了したものは、専門士を称することができる。

<u>学科名</u>	<u>専門士名称</u>
<u>商業実務専門課程 ウェディング科</u>	<u>専門士</u>
<u>商業実務専門課程 国際ホテル科</u>	<u>専門士</u>

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第26条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第27条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲 戒)

第28条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行うことがある。

- 2 懲戒は訓告、停学、及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 素行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第7章 入学金、授業料、その他

(学費)

第29条 本校の入学金、授業料等の学費は次のとおりとする。

(1) 学 費

(単位:円)

昼・夜間	学 科 名	学年	入学金	授業料	総合演習費	合計
昼間	ウェディングプランナー科	1年	100,000	880,000	350,000	1,330,000
		2年		880,000	350,000	1,230,000
		3年		880,000	360,000	1,240,000
	ウ ェ デ ィ ン グ 科	1年	100,000	880,000	250,000	1,230,000
		2年	—	880,000	260,000	1,140,000

	国際ウェディングホテル科	1年	100,000	880,000	260,000	1,240,000
--	--------------	----	---------	---------	---------	-----------

(2) 入学検定料 (単位:円)

昼・夜間	学科名	入学検定料
昼間	ウェディングプランナー科	20,000
	ウェディング科	
	国際ウェディングホテル科	

(諸費用)

第30条 教科書・教材費、資格検定費、健康管理費、卒業諸費用等は実費を徴収する。

2 学費納入時に以下の費用を委託徴収金とし、全額を徴収する。

費目	金額	対象年次	学科
同窓会費	20,000円	卒年次	全学科

(納入及び納入の特例)

第31条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等(第29条に定める授業料及び総合演習費ならびに第30条に定める諸費用をいう。以下同じ)を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料等を免除することがある。
- 3 特別の理由のある場合には、授業料等の全部又は一部を減免あるいは奨学金として貸与することがある。

(滞 納)

第32条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を3箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときには退学(除籍処分)を命ずることがある。

(納入金の返還)

第33条 既に納入された入学金及び入学検定料は返還しない。

- 2 既に納入された授業料等については、当該入学選考の属する年度末(3月末日)までに入学辞退の申し出があった場合、これを返還する。以降に返還請求があった場合、返還を求めた時期、理由等諸般の事情を考慮して返還する場合がある。

(健康診断)

第34条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第9章 雑 則

(施行細則)

第35条 この細則の施行に関して必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この学則は平成26年4月1日から実施する。

この学則は平成28年4月1日から実施する。

この学則は平成29年4月1日から実施する。

この学則は平成30年4月1日から実施する。

この学則は平成31年4月1日から実施する。

第10条の学習の評価については平成31年度入学生より適用する。

この学則は令和2年4月1日から実施する。

この学則は令和3年4月1日から実施する。